

## 一関市災害時等ストーマ用装具保管事業

一関市では、災害時などにおいてストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設している市民の方が、自宅のストーマ用装具が使えない事態や、ストーマ用装具の供給に支障が生じるなど、必要なストーマ用装具を確保できず健康や生活に重大な支障をきたすことを防止するため、希望に応じて平常時からストーマ用装具を市が保管し、災害時など必要な時に返却する事業を実施します。

1 開始年月日 令和8年6月1日（月）

2 対象者 一関市内に在住しストーマを造設している方で、災害時などに備えてストーマ用装具の市での保管を希望する方

3 申請及び保管場所

一関市役所本庁福祉部福祉課又は各支所市民福祉課

- ・一関市役所（本庁）1階 福祉部福祉課（一関市竹山町7番2号）
- ・花泉支所 1階 市民福祉課（一関市花泉涌津字一ノ町29）
- ・大東支所 1階 市民福祉課（一関市大東町大原字川内41-2）
- ・千厩支所 1階 市民福祉課（一関市千厩町千厩字北方174）
- ・東山支所 1階 市民福祉課（一関市東山町長坂字西本町105-1）
- ・室根支所 1階 市民福祉課（一関市室根町折壁字八幡沖345）
- ・川崎支所 1階 市民福祉課（一関市川崎町薄衣字諏訪前137）
- ・藤沢支所 1階 市民福祉課（一関市藤沢町藤沢字町裏187）

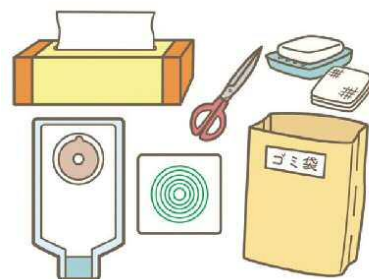
※申請の受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

※月曜日（月曜日が休日の場合は、翌開庁日）は午後7時まで。

4 保管費用（利用料） 無料

5 保管する物品

- (1) ストーマ用装具（消化器系・尿路系）
- (2) アクセサリー（テープ、リムーバー、洗浄剤など）
- (3) 消耗品（ゴミ袋、手袋など）



※保管する量は1～2週間分を目安にしてください。

※ポーチ、保存袋、バッグなど、口を閉じることができるものをご自身で準備し、ストーマ用装具を入れ、使用する方の氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号が分かるように表示してください。（名前シールを貼る、名札をつけるなど）

※ポーチ等のサイズは、概ね縦 30cm・横 30cm 以内となるようお願いします。

## 6 保管期間

- ・ 保管開始日から1年を経過する月の末日までの期間
- ・ 保管期間の更新申請をした場合または保管期間の途中で入替えした場合は、更新日または入替日から1年を経過する月の末日まで。
  - ※ 保管期間の終了のお知らせはいたしませんので、ご自身で保管期間を確認してください。
  - ※ 保管期間を過ぎたストーマ用装具等は、市の判断で処分することがありますので、ご了承ください。

## 7 保管申請の手続き

### 【新規】

- ・ 保管を希望する方は、保管を希望する場所（一関市役所本庁福祉部福祉課又は各支所市民福祉課）に保管するストーマ用装具をポーチ等に入れてご持参ください。
- ・ 窓口にて一関市災害時等ストーマ用装具保管申請書を記入し提出してください。
- ・ 市では申請内容とストーマ用装具を確認し、新規登録を行います。
- ・ 氏名、住所、保管期間などを記載した保管証を交付します。
- ・ 手続きはご家族等の代理の方でも可能です。

### 【更新】

- ・ 保管期間が終了し、引き続き保管を希望する場合は、更新するストーマ用装具をポーチ等に入れて保管している場所（一関市役所本庁福祉部福祉課又は各支所市民福祉課）にご持参ください。
- ・ 窓口にて一関市災害時等ストーマ用装具保管申請書を記入し提出してください。
- ・ 市では申請内容とストーマ用装具を確認し、更新登録を行います。
- ・ 氏名、住所、保管期間などを記載した保管証を交付するとともに、保管していたストーマ用装具を返却いたします。
- ・ 手続きはご家族等の代理の方でも可能です。

## 8 災害時等の返却について

- ・ 災害等により返却を希望する場合は、使用者又はご家族等が保管証を持参のうえ、申請した場所にストーマ用装具を受け取りにお越しください。
- ・ 保管証がない場合でも、申し出によりストーマ用装具の受け取りが可能です。使用者本人の場合は身体障がい者手帳などの確認書類を提示してください。また、ご家族等が受け取る場合はご家族等の自動車運転免許証などの確認書類を提示してください。
- ・ 窓口にて一関市災害時等ストーマ用装具返却申出書を記入し提出してください。
- ・ 市では申出内容を確認し、保管していたストーマ用装具を返却いたします。
- ・ 市外への転出等により、ストーマ用装具の保管の必要がなくなった場合も上記と同様の手続きをお願いいたします。

## 9 災害時に備えたストーマ用装具の準備

一関市においてストーマ用装具の保管事業を実施しますが、オストメイトの皆様もご自身で災害時に備えた対策を心がけるようお願いいたします。

- ・ 非常用持出袋へのストーマ用装具の備蓄
- ・ 自宅の各部屋、親戚宅等の自宅外への分散保管
- ・ ストーマ用装具に関する情報の書かれたメモやストーマノートなどの携帯

### 【問い合わせ】

一関市役所 福祉部 福祉課 障がい福祉係 電話 0191-21-8355 FAX 0191-21-4150

花泉支所	市民福祉課	電話 82-2215	FAX 82-2210
大東支所	市民福祉課	電話 72-4077	FAX 72-2222
千厩支所	市民福祉課	電話 53-3940	FAX 51-1882
東山支所	市民福祉課	電話 47-4530	FAX 35-1655
室根支所	市民福祉課	電話 64-3805	FAX 61-2389
川崎支所	市民福祉課	電話 43-2115	FAX 43-2550
藤沢支所	市民福祉課	電話 63-5304	FAX 63-3043